○農林水産省告示第二千四百五十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十五年産のかぼちゃに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十四年十一月二十日　農林水産大臣　郡司　彰

平成二十五年産のかぼちゃに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域とし、当該かぼちゃに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
北海道及び東京都の区域	八六、五四〇円　七七、八九〇円　六九、二三〇円　六〇、五八〇円　五一、九二〇円
茨城県の区域	一八三、二六〇円　一六四、九三〇円　一四六、六一〇円　一二八、二八〇円　一一〇九、九六〇円

二類	
北海道及び東京都の区域	一一六、六〇〇円　一〇四、九四〇円　九三、二八〇円　八一、六二〇円　六九、九六〇円
茨城県の区域	一六八、七六〇円　一五一、八八〇円　一三五、〇一〇円　一一八、一三〇円　一〇一、二六〇円
埼玉県の区域	二二五、一五〇円　二〇二、六四〇円　一八〇、一二〇円　一五七、六一〇円　一三五、〇九〇円
大分県の区域	一八二、九六〇円　一六四、六六〇円　一四六、三七〇円　一二八、〇七〇円　一〇九、七八〇円
宮崎県の区域	二五九、七九〇円　二三三、八一〇円　二〇七、八三〇円　一八一、八五〇円　一五五、八七〇円

○国土交通省告示第千三百二十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字赤柴前三九番一から同県相馬郡新地町駒ケ嶺字赤柴前三八番三まで	前	最大　一九七 最小　一四二	七八
	後	最大　二二八 最小　一七九	

○国土交通省告示第千三百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成九年二月十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　京都府木津川市大字鹿背山小字魚ヶ谷、大池及び大字木津小字赤ヶ平、寺山、初田、菰池の全部、並びに大字鹿背山小字青渕、須原、熊ヶ崎、鎌研、大木谷、小沢、梶ヶ谷、清水谷、東大池、狸谷、頓登路里、大字木津小字東小林、今城、釜ヶ谷、内田山、片山、大谷、天神山、糠田、大字市坂小字梅谷及び大字梅谷小字今井谷、池ノ谷の各一部

四　土地区画整理事業の名称　相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　京都府木津川市相楽台一丁目五番地

六　事業計画の認可の年月日　平成九年二月十八日

七　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十四年十一月二十日

○国土交通省告示第千三百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県新見市下熊谷

字矢谷　七四四番　一号

七四一番　二号

字シシウ子　七二三番　三号及び四号

字下掛　七九二番　五号及び六号

字矢谷奥　七八九番一　七号

字ホソリ　七五一番　八号

字脇　七四五番　九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

字シシウ子　七二一番　十号及び十一号

字長迫尻　八一五番　十二号から十四号

字コセヒナ　八一一番　十五号

八一二番　十六号

字袋尻　七九五番　十七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栃原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成十年建設省告示第千四百八十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

岡山県久米郡美咲町栃原

字六所　四二九番

字坂口　五三二番一及び五三二番二

五三三四番

五三七番から五四一番まで

五四二番一及び五四二番三

五四四番二

五四五番一から五四五番四まで

五四六番一及び五四六番二

五二九番二

五三五番

五三六番

五四七番一、五四八番及び五四九番

五五〇番一及び五五〇番三

五五一番及び五五二番

五九一番二

字笹山　八三〇番

字ササ山　八三一番一及び八三一番二

八三九番

字コショウカイチ　八四〇番

岡山県久米郡美咲町西垪和

字杉ノ尾鼻　二二三九番及び二二四〇番

字杉ノ尾前　二二四二番及び二二四三番一

二二四五番二